

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第30号

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例（昭和34年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 支所及び市民サービスセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び所管区域) 第2条 支所及び市民サービスセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
瀬戸市役所品野支所	瀬戸市品野町6丁目116番地	<省略>	瀬戸市役所品野支所	瀬戸市品野町6丁目105番地	<省略>
	目116番地			目105番地	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。